

解決事項

- 一 解雇の認可、手当、出金
- 一 女給規則撤廃の認可
- 一 最低賃銀の必要を認め、金十兩より十二兩とし(現在十兩)
- 一 男ホールの手当と本月の月給を二割増し
- 一 職母者を出さず、又将来に伴って解雇を為さず
- 一 支配人解雇要求の撤回
- 一 争議費用及争議手当として金一割支給

昭和十一年十月十日  
滋賀縣伊香郡木之本町

労働者 四二一名  
資力者 一三二名

会社社長官、札幌ニ関連シ、女工賃銀、日給刺友ヲ請負  
刺友ニ変更ノ旨發表シタルニ因リ、九月二十八日、伊香町  
シタルニ工場主、總友強硬ニテ交渉進展セズ、社員七名ハ  
自費の退社ヲ申出デタル為メ、争議團ノ統制下ニ、十月十日  
解決スルニ至ル

要求事項

- 一 任官制算定ノ方法ハ十月一日ヨリ實施ス
- 一 総務部長ノ解雇

解決終了